

公衆喫煙所の移設について

改正健康増進法や東京都受動喫煙防止条例の令和2年4月の全面施行に伴い、施設内における喫煙が制限されることで、路上等屋外での喫煙が増えることが懸念されることから、板橋区役所前において公衆喫煙所の開設と運営を試行的に実施し、検証を行う予定でコンテナを設置したが、近隣等の理解が得られず、議会等からも様々なご意見をいただいたことを踏まえ、コンテナを移設することとなった。

移設先については、区役所本庁舎周辺はもとより、路上禁煙地区8地区のうち4地区5か所（板橋駅、成増駅北口・南口、高島平駅、志村坂上駅）の開放型喫煙場所周辺まで範囲を広げ、移設先を検討した結果、コンテナ移設先として高島平駅周辺地区を選定し、試行的に公衆喫煙所を開設・運営することとする。

記

1 施設概要

- | | | |
|------------|---|-------------------|
| (1) 名 | 称 | 高島平公衆喫煙所（仮称） |
| (2) 開設予定日 | | 令和2年2月（予定） |
| (3) 場 | 所 | 板橋区高島平八丁目2番地（区有地） |
| (4) 利用可能時間 | | 午前7時から午後8時まで（予定） |
| (5) 定 | 員 | 8名 |

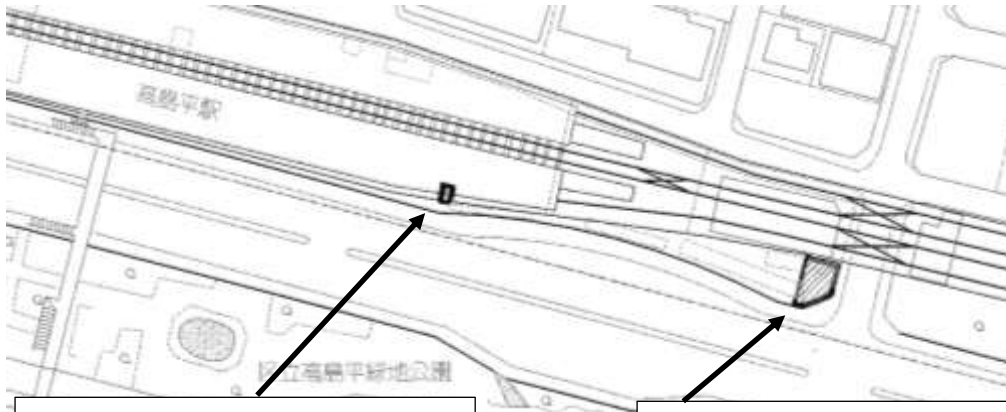
2 近隣説明状況

- 9月11日～ 地元町会、商店会に説明
- 9月12日～ 周辺テナントに説明
- 9月19日 高島平駅区長に説明
- 10月8日 区政事務連絡会（高島平地区町会長会議）にて各町会長に説明

3 既設の開放型喫煙場所について

公衆喫煙所の開設にあわせて、既存の開放型喫煙場所は撤去する。

【参考1】設置場所（案）板橋区高島平八丁目2番地



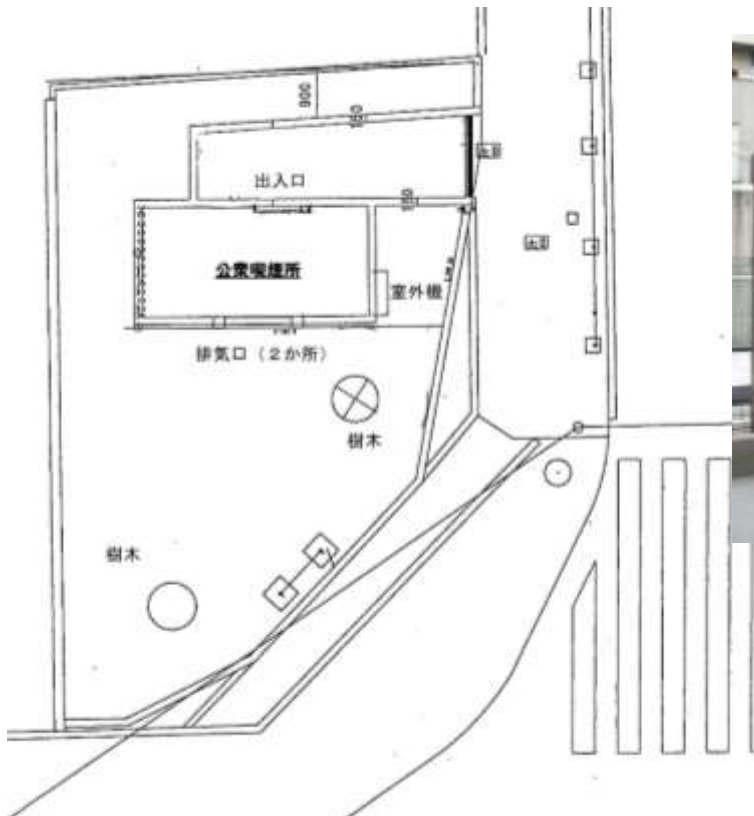
既設喫煙場所（設置後撤去予定）

コンテナ設置場所（案）



【参考2】コンテナ型喫煙所設置図（案）

（現時点での案であり、変更になる可能性があります）。



コンテナイメージ図